2009.5.22

PL Report ＜2009 No.2＞

国内の PL 関連情報

国土交通省が初の「リコール命令」発令

（2009 年 4 月 29 日 毎日新聞他）

国土交通省は 4 月 28 日、自動車改造販売会社に対し、小型トラックを改造したキャンピングカーのリコール命令を出した。リコール命令の対象は、同社が 1989 年 3 月～1996 年 11 月に改造販売した 82 台である。

同社は、昨年 4 月に国土交通省より車軸が折れるおそれがあるとしてリコールの指導を受け、本年 3 月にリコール勧告を受けたが、勧告に従わなかったため、国土交通省がリコール命令を発令したものである。2003 年 1 月にリコール命令の制度ができて以来、初めての発令である。

ここがポイント

本自動車改造販売会社は、リコール命令を受けたものの、自己破産を申請しており、リコールの実施は困難な状況です。リコールを行うべき製造者が経営破綻し実行できない場合でも、卸、小売などの事業者が消費者保護の観点からリコールを行う場合がありますが、本事案ではそのような事業者は存在しません。国土交通省は車両所有者に対し、適法な改修を行わない限り本年 6 月以降の車検更新は行わないと告知し、改修や使用中止を促しています。

事業者としては自社の関係会社が経営破綻した場合を想定し、市場対応が適切に行えるよう検討し、対応方針を準備しておくことも重要となります。

消費者庁設置関連法案が今国会中に成立の見込み

（2009 年 4 月 22 日　産経新聞他）

消費者行政を一元化する消費者庁設置関連法案は 4 月 17 日に衆議院を通過した後、22 日の参院本会議で趣旨説明と質疑が行われ、審議が始まった。

同庁は内閣府の外局として設けられ、製品や食品による消費者事故などの情報を一元的に集約、関連事業者への「指導」「勧告」「命令」などができるほか、関係省庁に対して事業者への「処分」の措置要求をすることができる。

また、消費者行政が適正に行われていることを監視する独立機関として「消費者委員会」を設けることとした。同委員会は、民間から登用された委員で構成され、重要事項の調査審議を行い、内閣総理大臣に勧告することができる。本法案は、今国会中に成立する見込みである。

ここがポイント

縦割り行政の弊害から消費者を保護し消費者行政を一元化するため、消費者庁設立のための関連法案が成立する見通しとなりました。消費者庁による消費者保護の増進が期待されています。

消費者庁は事業者への指導啓発などを行うだけでなく、一部法令の移管を受けるため、事業者との主な関わりが従来の管轄官庁から消費者庁に変る場合が予想されます。関連法案で

は地方公共団体で運営されている消費生活センターを消費者庁の情報源として強化する方針であり、事業者にとっては監督官庁と同様に消費者庁や消費生活センターとの関係が重要になると考えます。

官庁を含めた市場対応が現状でよいのか、自社の体制が適切であることを確認する必要があります。また、今後消費者庁が新たに企画立案する法令や、消費者に公開される情報も綿密にチェックする必要があるでしょう。

有識者委員会が民法の除斥期間を 30 年に延長提言

（2009 年 4 月 26 日　東京読売新聞）

民法学者等が設立した「民法（債権法）改正検討委員会」は、不法行為による損害賠償請求権が消滅するまでの期間を示す「除斥期間」を、現行の 20 年から 30 年に延長する提言を盛り込んだ試案をまとめた。試案を受け、法務省は早ければ今秋の法制審議会に債権法改正を諮問する方針である。

除斥期間を巡っては、法改正により期間を延長した方が望ましいとの声が出ていた。

ここがポイント

製造物に起因する損害賠償請求権は、製造物責任法（PL 法）では「当該製造物を引き渡した時から 10 年を経過したとき」に消滅しますが、民法では「不法行為の時から 20 年を経過したとき」に消滅します。製品事故の場合、「不法行為の時」は事故発生時と考えられます。従って、製品流通後 10 年を経過した後の事故であっても、製造者の過失を立証することができれば、民法に基づいて訴えることが可能です。

従って、少なくとも製品寿命期間中は、製造物責任の提訴リスクが存在すると考える必要があります。また、市場に出した自社製品にかかる責任に応えるため、長期間の情報管理にも工夫が求められます。

海外の PL 関連情報

米国 CPSC がリコール規則案を公表

米国 CPSC（消費者安全委員会）は 3 月 20 日、「強制リコール通知のガイドラインと要件」の規則案を公表し、パブリックコメント手続きを開始した。昨年 8 月に成立した消費者製品安全改善法（CPSIA）に基づいて規則制定作業が進められており、その一環である。

規則案は、消費者用製品の強制リコールにおける社告について定めたものであり、既存のリコール社告の指針よりも内容が強化されている。リコール社告で必要とされる主な項目は以下のとおりである。

- 製品の説明（型番、１ロットの数量、一般名称、写真、色、ラベルを含む）
- 改修内容の明確で簡潔な説明
- 対象製品数量
- 製品危害の内容
- 製造業者と主要な小売業者の特定（輸入業者を含む）
- 製品価格
- 製造から販売までの期間
- 死傷事故の件数および内容（死傷者の年齢、事故報告日を含む）

コメント募集は 4 月 20 日に締め切られ、必要に応じて修正された後、公布し施行される。

ここがポイント

消費者製品安全改善法（CPSIA）第 214 条では、製品、危険性、措置内容が明確に記載された消費者へのリコール通知のガイドラインを CPSC（消費者安全委員会）が制定することを規定しています。規則案では CPSC の命令による強制リコール時における社告のあり方について規定していますが、企業としては自主リコールにおいても、規則に沿った措置を取ることが重要となります。

リコールの方法については CPSC がリコールハンドブックを 1999 年に作成しており、この中でリコール社告の方法についても案内していますが、今回の規則案による社告はハンドブックで案内されている内容を発展させたものとなっています。

国内においても昨年 6 月にリコール社告の JIS 規格が発行されていますが、米国においても、リコール実施時には規則に合致した方法で適切に行えるよう準備しておくことが重要となります。

ニューヨーク州法で精子を「製造物」と認定

4 月 2 日、連邦地方裁判所（ペンシルバニア東地区）は、精子バンクから販売された精子を製造物と認める判断を下した。

ペンシルバニア州在住の原告は、ニューヨーク州の精子バンクから精子を購入して女児を儲けた。原告は、精子中に精神発達遅滞の突然変異を起こす「脆弱 X」と呼ばれる染色体があったため、女児が精神発達遅滞症に罹ったとして提訴した。精子バンクによる精子提供者の選別が不適切であったため、欠陥遺伝子を含んだ精子が提供されたことが原因であるという主張である。

被告企業は、ペンシルバニア州においては、提供した精子は「製品」ではなく PL 法では訴えられないことと、精子が提供されたのは1995年であるため時効が成立していることを主張した。原告は、被告企業が所在するニューヨーク州法の適用を主張するとともに、提訴が遅れたのは被告の詐欺的隠匿行為によるものであると反論した（被告自身が原因調査を行なうので待つようにと原告に言い続けたというもの）。

連邦地方裁判所は、ニューヨーク州法を適用し、提供された精子は PL 法における「製造物」であると認めた。母親の訴えについては 3 年の時効が成立するとしたが、女児の訴えについては、18 歳に達するまで時効の進行が止められており時効は成立していないとした。

ここがポイント

本件は連邦裁判所が扱う事件ですが、PL 訴訟のような民事損害賠償請求事件はエリー原則（1938 年のエリー鉄道事件判決で採用された原則で、契約法や不法行為法などの州法が規律する法域については、連邦裁判所は州制定法だけでなく州裁判所の先例に従わなければならないというもの）により、州法が適用されます。

PL 法の下で訴訟を成立させる条件としては、原告の損害の原因が「製造物」に起因したことが必要ですが、「製造物」の定義は州法（判例法を含む）により差異があるのが実態です。米国法律協会が作成した第三次不法行為法リステートメントは「血液や人体組織は製造物ではない」としていますし、ペンシルバニア州法も、血液や人体組織は厳格責任の対象外としています。ところが、ニューヨーク州法は、血液の提供はサービスであって物品の売買ではないとしているものの、血液以外の人体組織には言及していないため、「製造物」と判断されました。

米国では PL 訴訟は州法に基づいて判断されるため、裁判所がどの州法を採用するかによって裁判の結果が変わる可能性があります。

本レポートはマスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。
また、本レポートは、読者の方々に対して企業の PL 対策に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

株式会社インターリスク総研は、三井住友海上グループに属する、リスクマネジメントについての調査研究及びコンサルティングに関する我が国最大規模の専門会社です。
PL リスクに関しても勉強会・セミナーへの講師派遣、取扱説明書・警告ラベル診断、個別製品リスク診断、社内体制構築支援コンサルティング、文書管理マニュアル診断等、幅広いメニューをご用意して、企業の皆さまのリスクマネジメントの推進をお手伝いしております。これらの PL 関連コンサルティングに関するお問い合わせ・お申し込み等は、インターリスク総研　コンサルティング第一部（TEL.03-5296-8913）またはお近くの三井住友海上営業社員までお気軽にお問い合わせ下さい。

不許複製／©株式会社インターリスク総研 2009